

花オクラ  
(撮影 志村)

## 贈与税がこう変わる(有効な資金移転)

もともと贈与税という税は何のためにあるのか。それは亡くなった人の財産を生前に贈与しておけば、相続財産がなくなり相続税がゼロになる。これを防止するため、相続税を補完する税として生まれた。

今回の改正(令和6年1月より)により、贈与をもっとしやすく、次世代に早く財産を移転しやすくなることに意味がある。皆様ご存じの通り、年110万円まで非課税だった贈与を相続人は3年から7年に持ち戻し、相続財産に加算するという部分である。(増税の部分)

一方、相続時精算課税は大きく変わった。要は精算課税を選択しても、110万円の非課税枠は適用可というものである(今までは贈与の都度、申告書を提出し、精算課税総額2,500万円に含めなければならなかった。)。ちょっと複雑であるが簡便的で使い勝手が良くなった。

ここで相続時精算課税制度について触れておく必要がある。

精算課税は2,500万円まで生前に贈与していても課税しない(贈与時には課税しないというもので、相続時に精算課税分も加えて相続税計算をするため、非課税ではない。)

しかしこれは有益なもので、私はこの制度を大いに使うべきだと思っている。なぜならば「生前相続」の意味があり、時に基礎控除以下を想定される相続については、生前に財産の承継を完了できる制度であるからである。

今後の相続対策ではこの贈与が主流であると思うがどうでしょうか。

次世代が一番資金を必要としているときに贈与するというのは円滑な相続を考えた場合、もっとも有効に働くでしょう。



(宇久田進治)

# 資産税 令和5年税制改正（令和6年1月1日～適用開始）

冒頭にも触れさせて頂きましたが、令和5年度の税制改正により資産税（贈与・相続税）が大きく変更され、来年の1月から適用が開始となります。そこで今回は、本改正の2つのポイントを取り上げ、詳細にご説明させて頂きたいと思えます。



## ①相続時精算課税制度に110万円の基礎控除を創設

今までは1円の贈与でも贈与税の申告をして、累積贈与額 2,500 万円の計算に入れていました。今後は（ア）110万円以下なら申告は不要（イ）基礎控除後の残額のみを相続財産に加算という変更があります。これがメリットになる方も出てくると思われます。



## ②暦年贈与において、贈与を受けた財産を相続財産に加算する期間の変更

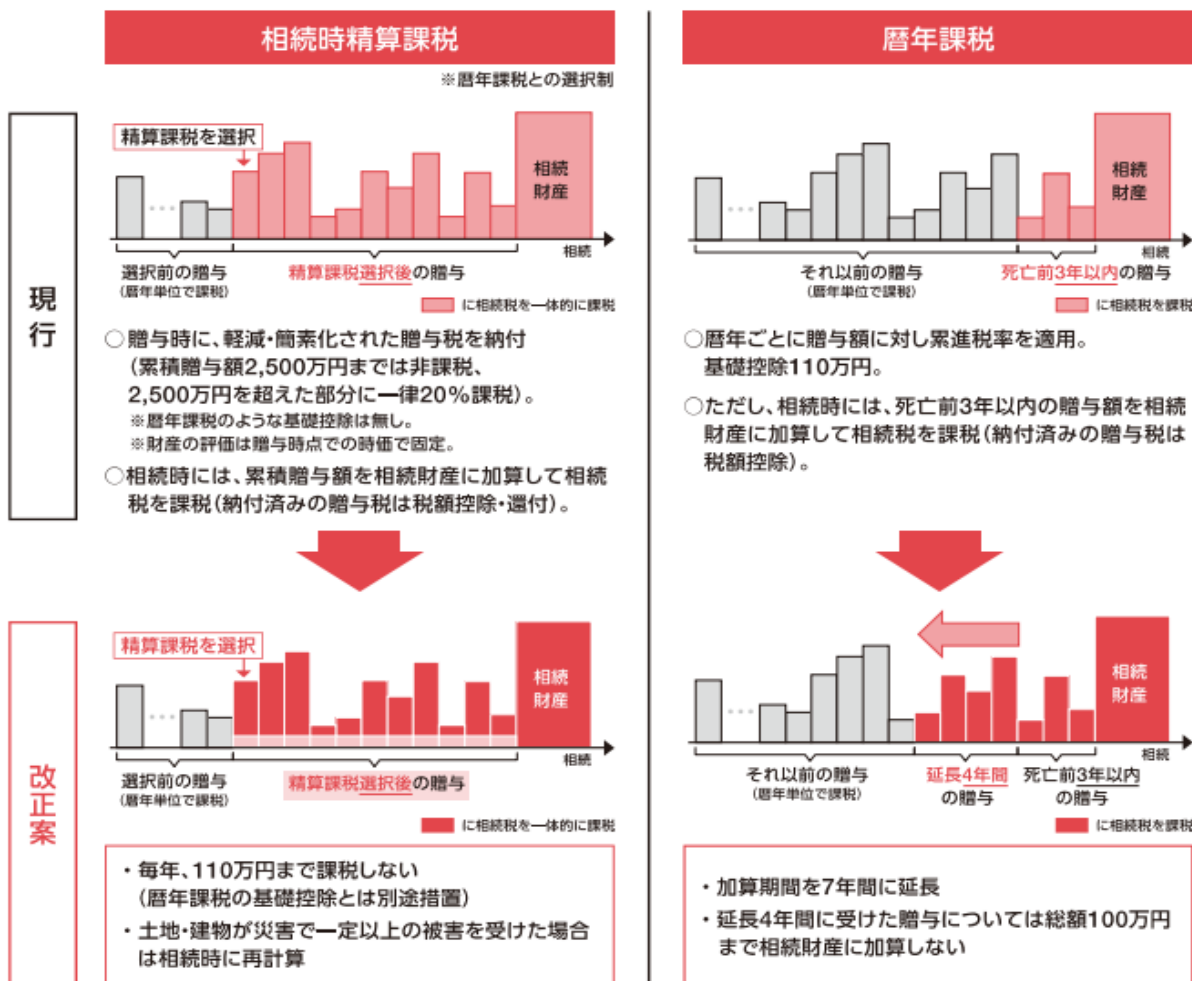
相続開始前3年間 → 4年延長され7年間に

※令和6年以降の相続から突然7年前の贈与が加算されるわけではありません。

令和6年以降の贈与から順次、相続開始前7年の贈与の対象になります。

延長した4年間で合計100万円を引いた金額を相続財産に加算されます。

<贈与税と相続税の関係>



(記 相続事業班)

※ ご不明点又はもっと内容が知りたい方は担当者へご連絡下さいませ。

## 仕入インボイス(請求書、領収証等)を受け取る場合の対応について

令和5年10月1日から、いよいよインボイス制度(適格請求書等保存方式)がスタートします。既にインボイス登録を済ませ、自社の発行する請求書についてはインボイス番号等の必要事項を記載し始めている会社さんも多いことと思います。インボイス制度が始まると、自社の発行する請求書のみならず、自社が支払う相手先から受け取る請求書・領収書等(仕入インボイス)についても注意が必要になってきます。以下の点につき、社内で周知徹底するようにしましょう。

- ① 受け取った請求書や領収書が**インボイス(適格請求書)**に該当するか確認する  
→相手先がインボイス登録を受けているかどうかによって、自社の消費税の計算方法が異なってきます。インボイスが発行されない個人商店等の免税事業者からの領収書を受け取った場合は、経理処理に回すときに、分かりやすく付箋をつける等、自社内でのルールを決めておきましょう。
- ② 受け取った請求書や領収書の**記載事項に誤りがあった場合でも、自ら修正しない**。  
→記載事項に誤りがあることを、たとえ相手先が承知している場合であっても、買い手自らが追記・修正することは認められません。必ず修正したインボイスを再発行してもらいましょう。
- ③ クレジットカード取引は、利用店舗から**交付されたレシート・領収書等を保存**する  
→クレジットカード取引を行ない、クレジットカード会社から発行される明細書等は、インボイスには該当しません。利用店舗から交付されたレシート・領収書等を保存するようにしましょう。個々のレシート・領収書等がインボイスに該当するか(相手先のインボイス番号が記載されているか)必ず確認しましょう。
- ④ **インボイス交付を受けることが困難な取引**についての対応  
→以下の取引については、インボイスがなくても帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められます。  
(ア) 3万円未満の、公共交通機関(電車バス船舶)の運賃、自動販売機での購入(※)  
(※)これまでは3万円未満の課税仕入れで請求書等の交付を受けられないやむを得ない理由があるときは、帳簿への記載のみで仕入税額控除が認められる特例がありましたが、この特例は廃止されます(小規模な事業者は一定期間特例あり)。電車バス・自販機以外については、3万円未満でもレシート・領収書等を保存するようにしましょう。コインパーキングのレシートも必要です。  
(イ) 従業員に支給する、通常必要と認められる出張旅費、日当、通勤手当等  
(ウ) 簡易インボイスとしての要件を満たす、使用の際に回収されてしまう入場券等  
(エ) 古物商・質屋等が、消費者等から古物・質物等を棚卸資産として取得する取引 など
- ⑤ 口座振替により支払う家賃・駐車場使用料等  
→一定期間の賃料につきまとめてインボイスの交付を受ける場合(毎年1年分賃料のインボイスを交付してもらう等)は問題ありませんが、インボイスの記載事項の一部(インボイス番号、税率、税額等)が記載された賃貸借契約書を改めて作成する等の対応が必要になります。





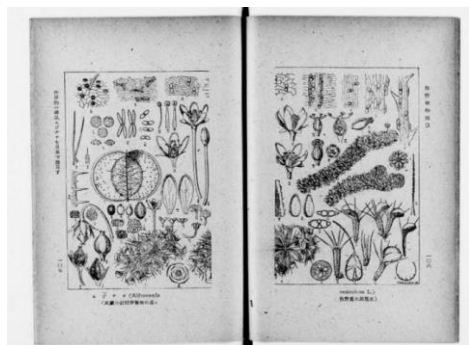
職員 小畑

のこれが

オススメ!

『近代日本人の肖像』

国立国会図書館がインターネットで行っている電子展示会から、「近代日本人の肖像」をご紹介します。その中から今回は現在NHK連続テレビ小説「らんまん」のモデルとなった牧野富太郎の『牧野植物随筆』(左)からと、白井光太郎の『伯林菌譜』(右)から1ページづつ



近代日本の形成に影響があった、政治家、実業家、など1,000名以上の肖像画から著作・直筆などを閲覧することができます。今一度、今の日本を作ってくれた方々の人となり、その歴史背景を感じ取ってみてはいかがでしょうか。

## 夏季休業のお知らせ

8/11(金)～8/16(水)まで誠に勝手ながら夏季休業とさせていただきます。8/17(木)より平常通り営業いたします。お客様にはご迷惑・ご不便お掛け致しますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

## 経営勉強会に参加お待ちしております

問はず  
がたり



身近な経営の話材をテーマに、2か月に1度勉強会を開催しています。5月のテーマは今店舗の移転を考えている、どんな心がけで進めるべきか？また今月は、社員の退職が頻繁に起きる、、、どうしたら良いか？などなど。異業種が集まり、答えのない議論が続きます…でも、とある経営者は「話してスッキリしました」と。

2か月に1回 19:00よりミナパーク会議室にて  
(株)経営センターグロウ主催 問い合わせ宇久田まで

所長・職員一同、みなさまからのご意見・ご感想をお待ちしております

発行・編集 宇久田進治税理士事務所/株経営センターグロウ

〒251-0042 神奈川県藤沢市辻堂新町 1-1-2

クロスポイント湘南 6F

TEL 0466(36)0627 / FAX 0466(33)4892

さわやか土曜塾

しばらくお休みいたします。



ラジオ湘南

毎週日曜日 18時～18時29分 FM83.1

日曜日の夕暮れ時は、

『ざいつきげんの音楽鍋』でよいひと時を♪

